

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

番 号
令和 6 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	秦野市地域公共交通会議
住 所	秦野市桜町一丁目 3 番 2 号
代 表 者 氏 名	会長 岡村 敏之

地域公共交通計画認定申請書 (案)

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和6年6月 日

(名称) 秦野市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

秦野市では、公共交通空白・不便地域の解消と市民のモビリティの向上を図ることを目的に、平成20年9月に秦野市地域公共交通総合連携計画を策定し、路線固定型乗合タクシーやデマンド型乗合タクシーの実証運行等の事業に取り組んできた。

また、地域の生活に必要な公共交通を確保するため、湘南神奈交バスが運行する2路線（みくるべ線、松田ランド線）について、平成17年度から年間500万円の運行補助を行ってきたが、平成22年4月28日に平成23年9月末での退出意向が明らかとなり、新たに地域の足を確保するための方策が急務となった。

そこで、平成22年5月7日及び同年7月8日に退出意向申出路線沿線の上地区自治会を通じて、全体説明会を開催し、バス退出後の上地区の交通のあり方について話し合いを行い、同年8月24日に各地区から推薦を頂いた26名で構成する「上地区交通確保検討協議会」が組織された。

上地区交通確保検討協議会は、月1回のペースで会議を開催し、運行形態、運行ルート、運行ダイヤなどについて話し合いを行い、乗合自動車の運行計画を取りまとめた。

平成23年10月から「地域公共交通確保維持改善事業」に基づく国の支援を受けつつ、地域、事業者及び行政が協働して上地区乗合自動車「行け行けぼくらのかみちゃん号」の実証運行を開始し、平成26年10月から本格運行へ移行した。

また、令和元年度から新型コロナウイルス感染症感染拡大防止措置における、外出自粛などが求められていた中でも、地域住民の生活に必要な買い物や通院などのため、継続して運行を実施することで、地域の足の確保を図った。

さらに、令和5年10月からは、利用者のさらなる利便性向上を目的とした、新ルート及び新ダイヤでの運行を開始した。

引き続き、上地区公共交通協議会と協議を継続しながら、当路線の維持ができるよう取り組んでいく。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

評価指標	指標の定義	現状値	目標値 (令和10年度)
年間地域公共交通利用者数	乗合タクシー年間利用者数	45,611人 (令和4年度実績)	45,611人
地域公共交通サービスの維持	乗合タクシー地区数	4地区	4地区
地域公共交通に係る行政負担額及び収支率	乗合タクシーの行政負担額	13,438千円 (令和4年度実績)	13,438千円
	乗合タクシーの収支率(対運行経費)	35.6% (令和4年度実績)	35.6%

※(秦野市地域公共交通計画 68頁 参照)

(2) 事業の効果

乗合タクシーの運行を維持することにより、地域住民における移動手段の確保が図られるとともに、公共交通空白・不便地域の解消に繋がる。

また、外出促進の契機にもなり、地域の活性化が期待される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

① 乗合タクシーの運行支援 (市)

ア 上地区乗合自動車については、地域内公共交通として地域内の移動と交通不便地域の解消を担う支線路線として運行する役割と位置付け、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)」の活用により、安定的な運営を図る。

イ 事業収入により運行経費が賄えない場合には、その不足する費用の一部を支援する。

② 乗合タクシーの運行方法や運行経路の検証 (市、タクシー事業者、地域)

運行経路や運行方法について適宜検証し、交通事業者の安定的な運営を図る。

③ 乗合タクシーサービスの維持及び利用促進 (市、タクシー事業者、地域)

乗合タクシーサービスの維持及び利用促進に繋がる必要な支援を行う。

※(秦野市地域公共交通計画 51頁 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る上地区乗合自動車において、その運行に係る費用総額のうち、秦野市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。(一部運行事業者負担あり。)

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

交通事業者から提供された利用実績及び各種アンケート調査等

種別	主な調査項目
市民アンケート調査	・回答者の属性 ・現在及び将来の移動に対する不安度 ・日常の外出行動(通勤・通学・買物・通院) ・地域公共交通(鉄道、路線バス、タクシー、高速バス)の利用実態と意識・要望 ・地域公共交通の今後の在り方
公共交通利用者アンケート調査	・利用者の属性 ・路線バス等の利用状況(利用目的、利用頻度、往復利用状況) ・路線バス等の運行サービス満足度

※(秦野市地域公共交通計画 70頁 参照)

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
補助対象系統を運行する車両について、平成27年度と平成28年度に1台ずつ、乗車定員10人の車両から14人の車両へと更新し、定員超過抑制のために乗車定員14人の中型車両を運行してきた。しかし、平成29年の免許制度改正に伴い、中型二種免許取得者の運転手確保が困難な状況となり、令和5年度の計画から運行車両2両のうち1両を、乗車定員14人から10人乗り車両へ変更した。よって、補助対象系統を運行する車両減価償却費等国庫補助金の補助対象車両は1両となる。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 補助対象系統での定員超過発生率0%を目標とする。
(2) 事業の効果 国庫補助金により購入した車両を、乗りこぼしが発生する可能性の高い系統及び時間帯に配車することで、効率的な運行形態の構築が図られるも。
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6を添付。 なお、秦野市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和5年度～

回数	開催日	主な議論
R5 第1回	令和5年 6月30日 (対面協議)	○乗合タクシーの利用状況等について ○地域公共交通確保維持改善事業の事業評価結果について ○乗合タクシー（路線固定型）の事業計画等の変更について ○令和6年度秦野市地域内フィーダー系統確保維持計画について ○秦野市地域公共交通計画の策定について
R5 第2回	令和5年 7月24日 (書面協議)	○生活交通改善事業計画について
R5 第3回	令和5年 9月5日 (書面協議)	○上地区乗合自動車の運賃設定の届出について
R5 第4回	令和5年 10月25日 (対面協議)	○秦野市地域公共交通計画について
R5 第5回	令和6年 1月30日 (対面協議)	○令和5年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について ○乗合タクシー（路線固定型）の車両更新について ○規約の改正について
R5 第6回	令和6年 3月25日 (対面協議)	○令和6年度秦野市乗合タクシー運行事業補助金に用いる基準単価について ○秦野市地域公共交通計画について
R6 第1回	令和6年 6月28日 (対面協議)	○秦野市地域公共交通計画について ○乗合タクシーの利用状況等について ○地域公共交通確保維持改善事業の事業評価結果について ○令和7年度地域内フィーダー系統計画認定申請について ○生活交通改善事業計画について ※協議事項である「令和7年度地域内フィーダー系統計画認定申請について」及び「生活交通改善事業計画について」は、協議の結果、承認。

19. 利用者等の意見の反映状況

市のホームページにて本計画に関するパブリックコメントを実施した。
 また、市民や観光客、公共交通利用者、交通事業者・関係団体及び送迎バス運行事業所を対象にアンケート調査を実施した。
 これらの結果から、地域公共交通を取り巻く課題について整理し、地域公共交通の基本方針のもと、持続可能な公共交通網の構築を目指す計画とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	秦野市桜町一丁目3番2号
(所 属)	秦野市都市部交通住宅課
(氏 名)	山口 優真
(電 話)	0463-82-9644 (直通)
(e-mail)	koutsu@city.hadano.kanagawa.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特 例措置	運送継続特 例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
秦野市	株式会社愛鶴	(1) 湯の沢線	渋沢駅 北口	沼代	湯の沢 終点	往 4.7km 復 4.9km	243日	1,944回			路線定期運行	小田急小田原線渋沢駅 北口ロータリーを起点と し、運行時間帯を合わ せる。	小田急小田原線渋沢駅 北口ロータリーを起点と し、運行時間帯を合わ せる。	③前年度補助 対象期間から地 域公共交通計 画又は生活交 通確保維持改 善計画に基づき 運行されている もの。
		(2) みくるべ・八沢循環線	渋沢駅 北口	(みくる べ経由 八沢線) ※循環 系統	渋沢駅 北口	往 15.5km (循環系統)	243日	972回			路線定期運行	小田急小田原線渋沢駅 北口ロータリーを起点と し、運行時間帯を合わ せる。	小田急小田原線渋沢駅 北口ロータリーを起点と し、運行時間帯を合わ せる。	③前年度補助 対象期間から地 域公共交通計 画又は生活交 通確保維持改 善計画に基づき 運行されている もの。
		(3) 八沢・みくるべ循環線	渋沢駅 北口	(八沢経 由みく るべ線) ※循環 系統	渋沢駅 北口	往 15.4km (循環系統)	243日	1,215回			路線定期運行	小田急小田原線渋沢駅 北口ロータリーを起点と し、運行時間帯を合わ せる。	小田急小田原線渋沢駅 北口ロータリーを起点と し、運行時間帯を合わ せる。	③前年度補助 対象期間から地 域公共交通計 画又は生活交 通確保維持改 善計画に基づき 運行されている もの。

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	秦野市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	18,157
交通不便地域等	1,664

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
1,664	柳川地区、三廻部地区、菖蒲地区(一部を除く)及び八沢地区(一部を除く)	地方運輸局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
秦野市地域公共交通計画	令和6年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内ライダーシステム)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種類 イ ロ ハ			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
秦野市	株式会社愛鶴	1	・湯の沢線 (1~3) ・みくるべ・八沢循環線 ・八沢・みくるべ循環線	小型車両			14	R3.10月			リース
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

1. 「補助対象車両の種類別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内ライダーシステムに係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。